

習志野市スポーツ施設ネーミングライツパートナーに関する質問と回答

R8.7.23

No.	質問	回答	該当箇所
1	募集要項及び習志野市ネーミングライツ導入に関する基本要領第9条第2項において、「ネーミングライツ導入に係る看板等の作成費用及び本契約の終了に伴う原状回復に係る費用は、ネーミングライツパートナーが負担するものとする」とありますが、秋津サッカー場、秋津野球場及び東部体育館それぞれについて、看板変更費用及び契約終了時の原状回復費用の概算額をご教示ください。 また、費用算定の前提となる看板の変更箇所数及び主な対象設備についても併せてご教示ください。	施工費及び契約終了時の原状回復費用の概算額については、看板の仕様、設置数及び設置位置等のご提案内容を踏まえ、市との協議により決定することから、お示しすることはできません。 なお、現在の施設名称表示については、各施設の入口付近に設置しており、変更対象となる設備は主に施設入口看板を想定しています。	募集要項5(5)、(6)